財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果（論点シート）

整理番号	国際・地域の別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解 ［A：概算要求等として引き続き検討（全国展開、特区含む）、B：現行制度で対応可能、C：対応しない、Z：自治体が検討］ 担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答 ［a：了解、b：条件付き了解、c：受け入れられない、d：その他］ 対応	理由等	対面協議	内閣府記載欄 ［Ⅰ：実現が可能となったもの　Ⅱ：実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの　Ⅲ：要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの　Ⅳ：見解の相違があり、要望実現の方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの　Ⅴ：自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの］ 内閣府コメント	内閣府整理
390	地域	37	ながさき海洋・環境産業拠点特区	スーパーエコシップ普及促進事業（スーパーエコシップ・フェーズ1普及促進事業の創設）	スーパーエコシップ建造の際の経済的支援を行うことで、スーパーエコシップの建造促進につながり、省エネやCO2削減を図る。	造船各社	国土交通省		新規	機構と費用を分担してスーパーエコシップ（SES）を建造する共有貨物船建造事業者に対して、SES化に伴い上昇する船価の2/3相当額を共有期間中の船舶使用料に対する経済的支援を行う。	1回目	国土交通省 海事局総務課	スーパーエコシップ・フェーズ1普及促進事業	B		平成17年度から平成21年度まで実施された「スーパーエコシップ・フェーズ1普及促進事業」は、スーパーエコシップの普及当初に集中的に支援を行うことにより、スーパーエコシップの普及促進に弾みをつけるという時限的な支援策であり、施策の性格上、現時点において復活することはできないが、「スーパーエコシップ・フェーズ1普及促進事業」終了後も、スーパーエコシップには引き続き船舶使用料の最優遇軽減率を適用していくところである。また、今年度より、船舶使用料の軽減率を拡充したところである。		a	スーパーエコシップ普及促進のために本提案を行っており、国土交通省としても船舶使用料の最優遇軽減率を適用し普及促進に取り組んでいる。今年度からはさらに軽減率を拡充していることから、スーパーエコシップの普及促進に対して前向きであることから担当省庁の見解を受け入れるもの。 なお、今後は船舶使用料の軽減率拡充による スーパーエコシップ普及促進の推移をみながら、特区制度を活用した取組を検討していきたい。		国土交通省から、スーパーエコシップ普及促進に係る財政支援要望については、船舶使用料の最優遇軽減率を適用しており、今年度より船舶使用料の軽減率を拡充したところで、現行制度の活用により対応可能との見解が示され、指定自治体の要望は実現可能となるため協議終了。	Ⅰ
											2回目											
391	地域	37	ながさき海洋・環境産業拠点特区	スーパーエコシップ普及促進事業（エネルギー使用合理化等事業者支援補助金の拡充）	既存のエネルギー使用合理化等事業者支援補助金の拡充を行うことで、制度の利便性を図り、スーパーエコシップの建造促進を行い、省エネやCO2排出量削減を図る。	造船各社	経済産業省	エネルギー使用合理化等事業者支援補助金	拡充	複数年事業を利用した船舶への建造に配慮した事業期間の拡充。	1回目	経済産業省 資源エネルギー庁省新部 省エネルギー対策課	エネルギー使用合理化等事業者支援補助金	B		平成27年度においては、エネルギー使用合理化等事業者支援補助金の「年度まだき事業」を活用することで対応可能。 なお、「年度まだき事業」は、国庫債務負担行為という国の財政上の特別な措置によるものであり、その措置を採る必要性については、特区側からの具体的な要望をもとに検討してまいりたい。		a	現行制度の「年度まだき事業」で対応可能ということであり、同事業を利用する際には本特区側の具体的な要望をもとに検討を行うとの回答を得たため、担当省庁の見解を受け入れるもの。		経済産業省から、スーパーエコシップ普及促進に係る財政支援要望については、エネルギー使用合理化等事業者支援補助金の「年度まだき事業」の活用により対応可能との見解が示され、指定自治体の要望は実現可能となる見込みのため協議終了。「年度まだき事業」の活用の可否については、指定自治体が経済産業省に具体的な要望を示し、個別に協議を行うこととする。	Ⅰ
											2回目											
392	地域	37	ながさき海洋・環境産業拠点特区	各種海洋エネルギー技術開発事業の実証フィールド優先活用	海洋エネルギーの導入促進、実証フィールドの利活用促進及び地域の関連産業の活性化を促進するとともに、海洋基本計画において「政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」と位置付けられている「海洋再生可能エネルギー実用化に向けた技術開発の加速、海洋再生可能エネルギーの実用化・事業化の促進、海洋再生可能エネルギー普及のための基盤・環境整備」の推進を図る。	内閣官房総合海洋政策本部事務局 国土交通省 環境省 経済産業省	内閣官房総合海洋政策本部事務局 国土交通省 環境省 経済産業省	海洋政策を戦略的に推進するための調査等経費等	拡充	国の海洋エネルギー実用化に関する各種の研究開発事業について、国が選定した実証フィールドを実験海域とするように、国の実施要領等を改正する。	1回目	内閣官房 総合海洋政策本部事務局		B		長崎県等の資料によれば、具体的な要望としては以下のとおりである。 (1)海底ケーブル等のインフラを伴う実証プロジェクトについては、公募要領等に実証フィールドでの実施を要件に盛り込む。 あるいは優先採択を行う。 (2)実証事業による海底ケーブル等の実証設備は、将来の実証フィールドインフラとなることを想定した機器設計を行うことを原則とする。 (3)実証設備を実証フィールドインフラとして活用する際の設備改修経費を事業対象経費として措置する。 (4)実証フィールド運営主体へ資産（実証設備）の無償譲渡を行う。 これら要望は、関係省庁が実施する実証プロジェクトの実施過程又は実施後における措置に対する要望であるが、内閣官房総合海洋政策本部事務局としては、海洋再生可能エネルギーの利用促進に向け、長崎県における実証フィールドの有効活用が推進されるよう情報交換等を含め協力していきたい。		c	海洋基本法に基づく国の取組方針にも位置づけられたわが国最初の実証フィールドづくりであり、実証フィールドの所要設備の整備に必要な財源を確保するとともに、実証フィールドの持続的で安定した運営に向けた仕組づくりに対する国のリーダーシップを発輝していただきたい。 このため、海洋基本計画に基づく工程表（第2部1(2)）に示されている「実証フィールドの活用上他の関連施策の有機的な運携について、省庁間の連携に基づく具体的な取組み内容と国新年度予算に関連経費などのように確保されようしているのかをお示しいただきたい。 なお、各省庁の実証フィールドの利用促進に関する状況は、以下の担当省庁の見解を参照願いたい。		内閣官房総合海洋政策本部事務局から、海洋再生可能エネルギーの利用促進に向け、長崎県における実証フィールドの有効活用が推進されるよう情報交換等を含め協力していきたいと回答されているところであるが、指定自治体は実証フィールドの活用上他の関連施策の有機的な運携について、省庁間の連携に基づく具体的な取組み内容と国新年度予算に関連経費などのように確保されようしているのかを示すよう継続協議を希望しているも、しかし、両者の見解には相違があり、今回の協議の中で結論を得ることは時間的に困難であるため、一旦協議を終了する。指定自治体は上記内容について引き続き協議を要望しており、内閣官房総合海洋政策本部事務局も別途引き続き意見交換等していきたいとの考えであるため、別途協議を行うこと。	Ⅳ
												国土交通省 海事局海洋・環境政策課	海洋エネルギーの活用促進のための安全・環境対策	C		国土交通省海事局では、海洋エネルギー浮体式等発電施設の浮体・係留設備等について、技術的検討を行い、安全・環境ガイドラインを策定することとしている。本事業では、実海域での試験等を行うものではない。よって、本事業において、要望のあった「公募要領等に実証フィールド採択地域での実施を要件に盛り込む、あるいは優先採択を行うこと」は実施出来ない。		b	今後、実海域での試験等を実施する場合は、「公募要領等に実証フィールド採択地域での実施を要件に盛り込む、あるいは優先採択を行う、実証フィールド枠を設けること」の条件を設定していただきたい。		国土交通省から、本事業は実海域での試験等を行うものではないため対応が困難であるとの見解が示され、指定自治体は現状については了解していることから協議終了。	Ⅴ
												①②③環境省 地球温暖化対策課 ④環境省 環境影響審査室 ⑤環境省 環境影響評価課	①CO2排出削減対策強化鉄導型技術開発・実証事業 ②再エネ等を活用した水素社会推進事業 ③エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業 ④風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業 ⑤風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築事業	C		①本事業においては①交通、②建築物等、③再生可能エネルギー・自立分散型エネルギー、④バイオマス・循環資源のそれぞれの分野において広く技術開発課題等を募り、提案された課題の中から、有識者からなる評価委員会において、社会的・技術的妥当性や事業化・普及の見込み、期待されるCO2削減効果などの基準について総合的に審査し、実施すべき課題を選択している。 そのため、審査に当たり実証フィールドでの取組であることは考慮され得るものの、実証フィールドでの実施を要件に盛り込む、あるいは優先採択を行うことは困難である。 ②本事業は地域の再生可能エネルギーや未利用エネルギーから水素を製造、輸送・貯蔵し、燃料電池や燃料電池自動車等に利用するまでの一貫したサプライチェーンの実証を行う事業であり、海洋エネルギー実用化に関する研究開発者とは異なるため。 ③本事業は国内外における温暖化対策技術の効果の収集・整理や環境省で過去に実施された地球温暖化対策事業のフォローアップ調査等を行う事業であり、海洋エネルギー実用化に関する研究開発事業とは異なるため。 ④「風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」については、公募により地域選定を行っているところ、当該事業の次回公募は平成27年度追加公募を6月30日まで受付中である。なお、西海市沖については、既にモデル事業の対象地区として採択させていただいているところ。 ⑤当該地区については、五島市が既に「風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築事業」の対象地区となっており、対応済みと理解している。		① d ② b その他 a	①海洋基本法に基づく国の取組方針にも位置づけられたわが国最初の実証フィールドづくりであり、公募要件での実証フィールドでの実施や優先採択、実証フィールド枠を設ける等により、先行する実証プロジェクト等で整備した資産の有効活用や実証後の事業化が加速されることが見込まれるため、引き続き国の実施要領等の改正を希望する。 ②本事業は地域の再生可能エネルギーや未利用エネルギーから水素を製造、輸送・貯蔵し、燃料電池や燃料電池自動車等に利用するまでの一貫したサプライチェーンの実証を行う事業であるが、海洋再生エネルギーを活用するプロジェクトであれば、公募要件での実証フィールドでの実施や優先採択、実証フィールド枠を設ける等に取り組んでいただきたい。 ③当事業では、CO2削減対策・技術の効果を実証事業を通じて検証する項目があるため、実証フィールド優先活用を希望したが、過去に実施された地球温暖化対策事業のフォローアップ調査等を行うものであれば、今回の申請から提案を取り下げる。 ④～⑤既に本県地域を対象地域として採択していただきありがとうございます。今後も本県地域を対象として事業に取り組んでいただきたい。		①環境省から、本事業は有識者からなる評価委員会において総合的に審査し、実施すべき課題を選択しているため、対応は困難であるとの見解が示されたが、指定自治体からは引き続き国の実施要領等の改正を希望するとの回答があった。しかし、指定自治体は引き続き協議を行うことを要望していないため、いったん協議を終了する。 ②環境省から、本事業は海洋エネルギー実用化に関する研究開発事業と異なるため、対応は困難との見解が示されたが、指定自治体は海洋再生エネルギーを活用するプロジェクトであるため、公募要件での実証フィールドでの実施や優先採択、実証フィールド枠を設ける等に取り組むことを希望し、現状については了解しているため協議終了。 ③環境省から、本事業は海洋エネルギー実用化に関する研究開発事業と異なるため、対応は困難との見解が示されたが、指定自治体が了解していることから協議終了。 ④環境省から、本事業は公募により地域選定を行っており、対応は困難との見解が示されたが、指定自治体が了解していることから協議終了。 ⑤環境省から、対応済みと理解しているとの回答があり、指定自治体が了解していることから協議終了。	① Ⅳ その他 Ⅴ
												①～③、⑤～⑦経済産業省 資源エネルギー庁省新部 新エネルギー対策課 ④経済産業省 産技局研究開発課	①洋上風力発電等技術研究開発 ②電力系統出力変動対応技術研究開発事業 ③海洋エネルギー技術研究開発事業 ④革新的水素エネルギー貯蔵・輸送等技術開発 ⑤風力発電のための送電網整備実証事業費補助金 ⑥環境アセスメント調査早期実施実証事業 ⑦次世代洋上直流送電システム開発事業	④ C その他 B		①～③、⑤～⑦ 公募に申請の上、審査によって採択されれば財政支援が可能。 なお、当該事業は外部委員会による事業の有効性等の審議を経て交付決定を行うものであり、総合特別区域に関する申請であっても優遇又は優先採択されるものではないため、加点対象とすることは困難。 ④本事業は、平成26年度から34年度までの研究開発プロジェクトとして、NEDOにおいて基本計画、実施方針等を策定の上、既に採択済のテーマ・実施者で事業を実施しているところであり、事業途中での参画は難しい。		④ b その他 d	①～③、⑤～⑦ 海洋基本法に基づく国の取組方針にも位置づけられたわが国最初の実証フィールドづくりであり、公募要件での実証フィールドでの実施や優先採択、実証フィールド枠を設ける等により、先行する実証プロジェクト等で整備した資産の有効活用や実証後の事業化が加速されることが見込まれるため、引き続き国の実施要領等の改正を希望する。 ④今後新規採択を実施する場合は、海洋基本法に基づく国の取組方針にも位置づけられたわが国最初の実証フィールドづくりであり、公募要領等に実証フィールドでの実施を要件に盛り込む。 あるいは優先採択を行う、実証フィールド枠を設ける等を行っていただきたい。		①～③、⑤～⑦経済産業省から、本事業は公募に申請の上、審査によって採択されれば財政支援が可能との見解が示されたが、指定自治体からは引き続き国の実施要領等の改正を希望するとの回答があった。しかし、指定自治体は引き続き協議を行うことを要望していないため、いったん協議を終了する。 ④経済産業省から、本事業は既に採択済のテーマ・実施者で事業を実施しているところであり、事業途中での参画は難しいとの回答があり、指定自治体は現状については了解していることから、協議終了。	④ Ⅴ その他 Ⅳ
											2回目											
393	地域	37	ながさき海洋・環境産業拠点特区	海洋再生可能エネルギーの推進（外国出願に対する支援）	海洋エネルギーの実用化に向けた取組みにおいては、その取組みの中から開発された製品等について、外国出願するケースがあるため、現行の支援内容の拡充し、制度活用の利便性を図り、さらなる海洋再生エネルギー関連設備等の研究・製造を促進する。	協和機電工業㈱	経済産業省	中小企業外国出願支援事業	拡充	・支援内容（応募資格）制限の緩和（具体案：「中小企業者」を「従業員が1,000人未満の企業」に緩和） ・補助率及び上限額の見直し（具体案：補助率「1/2」を「2/3」に見直し、また、上限額を撤廃する）	1回目	経済産業省 特許庁普及支援課	中小企業外国出願支援事業	C		本事業は、外国出願費用に係る負担が大きいことから、特に海外展開を志向する資金力が不足する中小企業に限って支援を行うもの。そのため、現時点においてそれ以上に支援の対象を拡充することは想定していない。 また、補助金を利用して取得した権利は私企業の財産的権利として独占的に付与されるものであり、その点を考慮すると、現在の補助率及び上限額が妥当であると考えている。 なお、40以上の都道府県の中小企業支援センターが本事業を実施しているにもかかわらず、長崎県は実施していない。まずは、同事業に参画いただき、現行制度内で特区案件についての優遇措置を検討することが先決と考える。		c	中小企業外国出願支援事業については上限150万円までで、補助率も1/2となっていますが、数カ国へPCT出願する特許にかかる経費は、現行の支援では補えきれない規模の経費となる場合があります。 近年の実績では、一つの国際特許でPCT出願費用125万円+各国移行（オーストラリア、アメリカ、ヨーロッパ（スペイン/ルクセンブルクェー）、イスラエル）460万円で、合計約585万円もの費用がかかっている事例もあります。この特許は現在も審査中で、今後も費用の増加が見込まれます。 このように複数の国に対して出願を行う場合、企業の海外展開に向けての端緒となる出願が、コスト高によりニの足を踏む要素となってしまい、資金面で劣る中小企業の海外進出の阻害要因となる恐れもあります。 現行の制度の補助率及び上限額では、上記の例のように多大な経費がかかる場合に、支援を受けてもなお、企業のイニシャルコストとしては負担が大きすぎることから、我が国の企業の海外進出の足かせとなり、産業の海外進出の阻害要因を解消できない状況にあります。 産業競争力の源泉であり、地域の活性化を担う中小企業の国際競争力を高め、地域産業・経済の浮揚に繋げるため、現行制度の改善を要望します。 更に、今年度の同事業の募集においては受付開始が6月下旬、出願完了が11月末までとなっているため事業期間が長期にわたるものは利用しづらいので、こちらについても併せてご検討をお願いいたします。 つきましては、引き続きの「国と地方の協議」を希望します。 なお、当県においては、外国出願に関する相談窓口は発明協会にある。		経済産業省から、外国出願に対する支援について、支援対象の拡充は想定していないと回答されているところであるが、指定自治体は経済産業省より提示された回答について検討を行い、回答があったため、経済産業省は指定自治体より提示された回答に対して、その内容を精査し、経済産業省において対応の可否や条件・代替案について、引き続き協議を行うこと。	Ⅳ
											2回目	経済産業省 特許庁普及支援課	中小企業外国出願支援事業	C		補助率、上限額等については、予算総額の制約下において、補助金を利用して取得した権利が私企業の財産的権利として帰属すること等の補助制度の内容、一定の提択件数の確保、他の補助制度のバランス等を考慮して決定しており、一の特許を複数国に同時出願する場合であっても、現時点においての拡充等は想定していない。 なお、長崎県の中小企業支援センターでも、特許庁の外国出願補助金の実施機関となることが可能であり、まずはその実施を検討ありたい。		d	貴省における予算総額の制約等により対応が困難であることは理解するが、「中小企業外国出願支援事業」は、中小企業者の諸外国での戦略的な産業財産権の取得に向けた外国出願を促進することを目的とする旨、補助金交付要綱（20140318特第4号）において定められている。 しかしながら、1回目回答のとおり、現行制度の補助率、上限額では、多大な経費がかかる場合に、支援を受けてもなお、企業のイニシャルコストとしての負担が大きく、また、事業期間が長期にわたるものは利用しづらく、企業の海外進出の足かせとなり、外国出願の促進が図られない場合がある。 そのような状況下、今回、問題提起している内容等について、全国的な状況等を把握し、自治体側で引き続き検討を行いたいため、次の3点についてご教示願いたい。 1　昨年度、特許庁において、平成20年度以降に補助金を利用した企業に対し、アンケート調査を実施されているが、アンケートの調査項目及びその回答がどのようなものであったかご教示願いたい。 2　アンケート調査の目的である「更なる外国出願支援の拡大や制度充実」が、このアンケート結果からどのようになされたのかご教示いただきたい。 3　現に補助金を活用している企業の外国出願状況（平均的な出願国数や出願に要する期間等）を明示していただきたい。 なお、全国実施機関であるジェトロを通じて、本県においても補助金の活用は可能であるが、県内の実施機関については関係機関と検討したい。		経済産業省から、一の特許を複数国に同時出願する場合であっても、現時点においての拡充等は想定しておらず、 まずは長崎県の中小企業支援センターが特許庁の外国出願補助金の実施機関となることを検討あり!たいとの回答があり、これについて指定自治体は引き続き検討を行うこととするため協議終了。なお、経済産業省は指定自治体からの依頼に対し、可能な限り情報を提供し、指定自治体は引き続き検討を行うこと。	Ⅴ
395	地域	37	ながさき海洋・環境産業拠点特区	造船・海洋産業の集積地である長崎県での新しい人材育成制度の創設	造船や海洋・環境産業に従事する人材の育成により、海洋・環境産業の拠点化を目指していくため、地元大学、地元企業ならびに行政が連携した生涯教育を展開し、地域へ人材を供給する。	長崎総合科学大学、県内造船所及び関連企業	国土交通省		新規	地元大学と地元企業、行政が連携して、人材の募集、就学と就職の支援、社会人教育と組織的な技術者育成の生涯教育の体制を構築し、造船や海洋・環境産業を中心とした地域発展を図る。 ●地域連携型インターンシップ制度の創設 ●人材育成基金の創設 ●生涯学習センターの創設	1回目	国土交通省 海事局船舶産業課	造船業を目指す若者を増やすための産学ネットワーク構築事業（仮称）	B、Z	平成27年度	長崎県が要望している事業は、27年度に国交省が実施を予定している「造船業を目指す若者を増やすための産学ネットワーク構築事業（仮称）」の支援対象に、その内容によってはなりうるものであることが長崎県との対面協議の場において確認され、長崎県側において検討を行うこととされた。		b、d	今回は条件付きで了解する。 今年度においては、担当省庁にて実施予定の事業を活用し、提案の具体的な実現を図ることを目指す。 なお、今後は、今年度予定している上記事業を実施するとともに、次年度以降のインターンシップ・基金・センター創設に係る事業内容を検討したうえで、個別に協議を実施していきたい。		国土交通省から、長崎県が要望する事業については、27年度に実施を予定している「造船業を目指す若者を増やすための産学ネットワーク構築事業（仮称）」の支援対象に内容によってはなりうるとの見解が示され、指定自治体の要望は実現する可能性があるため協議終了。ただし、翌年度以降の事業については、指定自治体は事業内容を検討し、必要に応じて国土交通省と個別に協議すること。	Ⅰ
											2回目											